行

すみだ女性センター条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

改 正 案

>|\

[同左]

現

第6条 区長は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当 すると認めるときは、施設等の使用を承認 しない。

(1)~(4) 〔略〕

(使用の不承認)

(使用承認の取消し等)

- 第11条 区長は、次の各号の<u>いずれかに</u>該 当すると認めるときは、使用の承認を取り 消し、又は使用を制限し、若しくは停止す ることができる。
 - (1) (2) 【略】
 - (3) 災害その他の事故により施設等を使用することができなくなったとき。
 - (4) 〔略〕

(原状回復)

第12条 使用者は、施設等の使用を終了したとき、又は前条の規定により使用の承認を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

別表

148				
	使 用 料			
	午 前	午 後	夜 間	
区分	(午前9時か	(午後1時か	(午後5時3	
	ら正午まで)	ら午後4時3	0分から午後	
		0 分まで)	9 時まで)	
ホール	<u>5,000円</u>	<u>5,900 円</u>	<u>5,900 円</u>	
第一会議室	2,200円	2,400円	2,400円	
第二会議室	2,200円	2,400円	2,400円	
第三会議室	<u>2,200円</u>	<u>2,400円</u>	2,400 円	
和室	<u>2,200円</u>	<u>2,400円</u>	2,400円	
付帯設備	1,000円	1,000円	1,000円	

付記

1~4 [略]

5 「午前」と「午後」又は「午後」と 「夜間」とを引き続き使用する場合の 中間時間については、<u>付記4</u>の加算額 を徴収しない。 第6条 区長は、次の各号の<u>一に</u>該当すると 認めるときは、施設等の使用を承認しな い。

(1)~(4) 〔略〕

〔同左〕

- 第11条 区長は、次の各号の<u>一に</u>該当する と認めるときは、使用の承認を取り消し、 又は使用を制限し、若しくは停止すること ができる。
 - (1) (2) 【略】
 - (3) 災害その他の事故により施設等の使用ができなくなったとき。
 - (4) 〔略〕

[同左]

第12条 使用者は、施設等の使用を終了したとき<u>又は</u>前条の規定により使用の承認を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

別表

128			
	使 用 料		
	午 前	午 後	夜 間
区分	(午前9時か	(午後1時か	(午後5時3
	ら正午まで)	ら午後4時3	0分から午後
		0 分まで)	9 時まで)
ホール	4,600 円	<u>5,400円</u>	<u>5,400円</u>
第一会議室	2,000円	2,200円	2,200円
第二会議室	2,000円	2,200円	2,200円
第三会議室	2,000円	2,200円	2,200円
和室	2,000円	2,200円	2,200円
付帯設備	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕

付記

1~4 [略]

5 「午前」と「午後」又は「午後」と 「夜間」とを引き続き使用する場合の 中間時間については、<u>4</u>の加算額を徴 収しない。

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に使用承認を受けているものに係る使用料については、 なお従前の例による。